

都市空間情報デジタル基盤構築支援事業の概要 ～民間事業者等に対する補助～

令和4年度 全国の地方公共団体における3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化を推進するための補助制度 創設
令和7年度 民間事業者等を補助対象に拡充

補助対象及び補助要件

補助対象事業

- (1) 3D都市モデルの整備に関する事業
- (2) 3D都市モデルの活用に関する事業
- (3) 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化推進事業

補助対象団体

営利法人、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人その他これらに類する者（左記の者を構成員とするJVを含む。）

補助率 1/2（上限 5,000万円）

補助要件

- ✓ ユースケースがあること ※3D都市モデルの整備も行う場合は、単年度で3D都市モデルの整備とユースケース開発を行うこととしている
- ✓ 国が定める標準仕様書及び標準作業手順書に基づく国際標準規格であるCityGML形式でデータを作成すること
- ✓ 整備した3D都市モデルをG空間情報センター等にてオープンデータ化すること
- ✓ 整備した3D都市モデルを維持管理・更新すること
- ✓ 原則として、**事業年度中に3D都市モデルが活用され、サービス提供等がなされること**

3D都市モデル整備・活用に係る補助対象①

(1) 3D都市モデルの整備に関する事業

3D都市モデルの整備又は更新に要する費用

補助対象

- ✓ 3D都市モデルを整備するための都市計画基本図、都市計画基礎調査等のデータ収集・整理に要する費用
- ✓ モデル立ち上げに要する費用
- ✓ 作成データを可視化するためのシステム導入・改修に要する費用
- ✓ オープンデータ化に要する費用
- ✓ その他調査経費 等

(補足)

- ・都市計画区域の有無は関係ない
- ・市街化区域など部分的な3D都市モデルの整備も可能



3D都市モデル整備・活用に係る補助対象②

(2) 3D都市モデルの活用に関する事業

地方公共団体における課題解決又は新たな価値創造に資する3D都市モデルの活用に要する費用

補助対象

- ✓ ユースケース開発に必要なデータ収集・3Dデータ作成に要する費用
- ✓ データを活用した分析・シミュレーション・アプリ開発等に要する費用
- ✓ 作成・分析したデータの政策活用（庁内活用も含む）に要する費用
- ✓ 3D都市モデルを活用したサービスやソリューションを社会実装するためのアプリケーション・システム開発等に要する費用
- ✓ その他調査経費 等

(3) 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化推進事業

地方公共団体において整備・活用・オープンデータ化を推進するために要する費用

補助対象

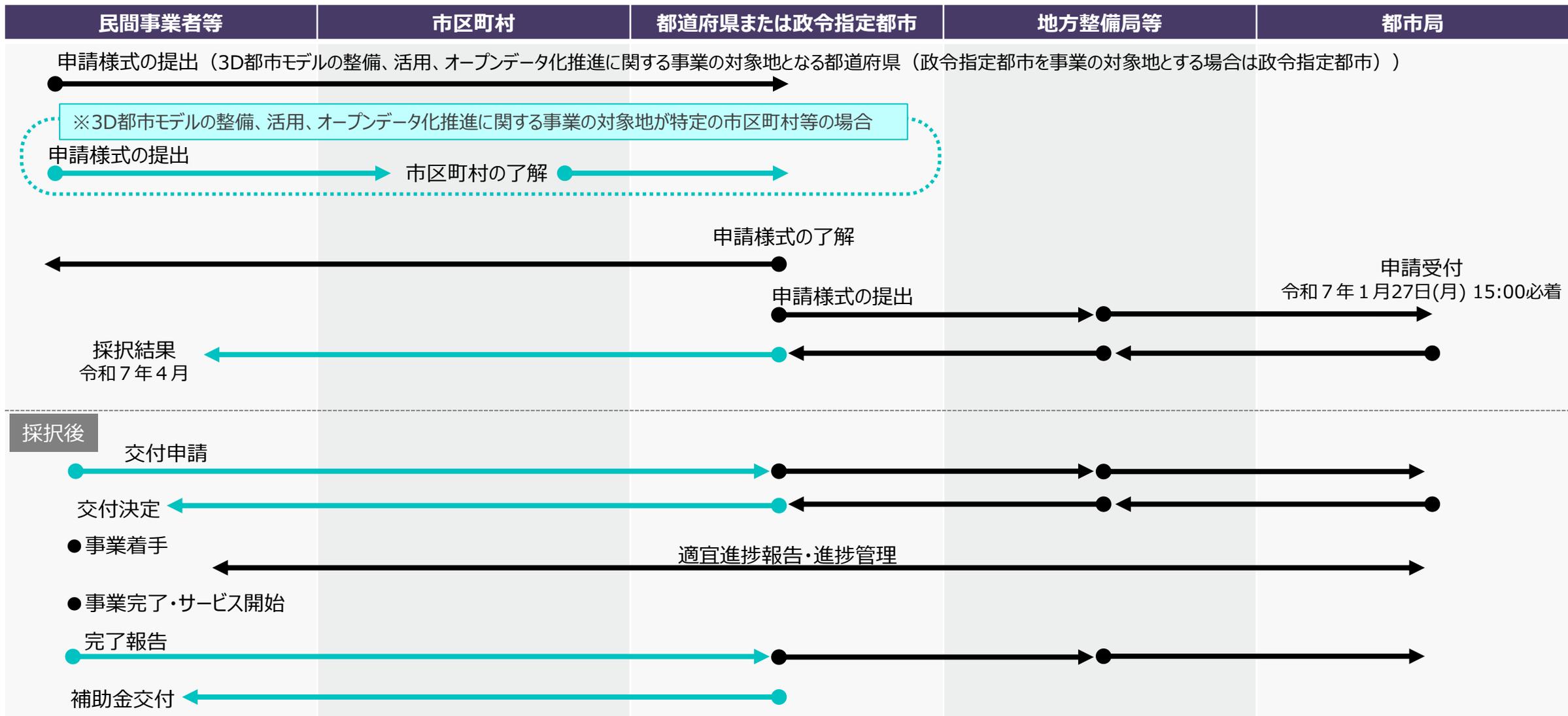
- ✓ 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化を推進するための啓発・研修活動
- ✓ 専門家の派遣、情報収集活動、ウェブサイト作成等の情報発信活動
- ✓ ワークショップ・ハッカソン・ピッチイベント等の開催等に要する費用 等

都市空間情報デジタル基盤構築支援事業 参考実施スケジュール

項目	1Q			2Q			3Q			4Q							
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
1 応募	公募★			採択・交付申請★													
2 実施計画書の作成				実施計画書作成 ヒアリング、適宜資料修正 ←→													
3 サービス開発				←→													
4 成果報告																	補助金交付★

3D都市モデルデータ作成があればデータ納品やG空間情報センターへの掲載、データ譲渡手続き等も年度内に実施いただく必要があります。

都市空間情報デジタル基盤構築支援事業 参考実施スケジュール



●→ ※3D都市モデルの整備、活用、オープンデータ化推進に関する事業の対象地が特定の市区町村等の場合は市区町村を経由すること

重点審査項目

- ✓ 取組内容が明確であること
- ✓ 取組内容が先導的、先進的であり、公益性を有すること
- ✓ 取組テーマが、**社会課題の解決に資する民間サービス**（例：「**防災・安全**」、「**まちづくりGX**」又は「**都市・地域の活性化**」に関するいずれか（複数の組み合わせも可能）に取り組むもの（※））**であること。**
※応募が想定されるサービスのイメージを次ページに例示します。
- ✓ 当該事業で得られた知見（ビジネスモデルや開発技術の基本アーキテクチャ）について、国土交通省に提出し公開できる内容が多いこと
※ただし、補助事業により得られる技術や知見・権利はすべて補助事業者に属します（特許や商標等を取得・登録も可能）
- ✓ 事業主体が、補助金に係る事務処理を適切に行うことができる体制を有すること
- ✓ 取組の持続性・継続性が高いと期待されること

社会課題の解決に資する民間サービス実装のイメージ

※ 応募が想定されるサービスを例示したものであり、募集対象事業を定めるものではありません。

【テーマ①：防災・安全】

- 発災時等の迅速な避難行動を実現するナビゲーションツール
- ドローンや人工衛星を活用した発災時の被害状況把握ツール
- 運送事業者等の交通安全教育を支援するドライブシミュレータ 等

【テーマ②：まちづくりGX】

- 太陽光発電ポテンシャルを推計するシミュレーション
- 緑地整備等による都市のクールダウン効果の算定ツール
- 豪雨対策や生物多様化に資する雨庭の適地選定システム 等

【テーマ③：都市・地域の活性化】

- 中心市街地の活性化等に向けた都市開発における住民の合意形成支援システム
- 地域のラストワンマイル配送を支援するモビリティ向け地図作成ツール
- 容積率可視化等を通じた土地の有効利用検討システム 等

都市空間情報デジタル基盤構築支援事業

主な留意点（詳細は各要綱、募集要項等をご確認ください）

●他の補助金との併用

原則として、本事業と補助対象が重複する国の他の補助制度（地方公共団体の補助制度については、国費が充当されているものを含む。）との併用はできません。

同一経費に対する重複受給と認められた際には、その対象額の返還を求める場合があります。

●事業の実施及び事業内容の変更

交付決定を受けた後に事業内容を変更しようとする場合は、事前に承認を得てください。

●実績報告

補助事業を完了後、実績報告書を提出してください。

●補助金の支払

補助金の支払いは、原則として、補助事業の完了した日から30日以内か、交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに、実績報告書の提出を受け、額の確定後の精算払いとなります（年度途中であっても、事業が完了している場合には、所定の手続きにより支払われます。）。

●事業の実施後

本事業に係る収支の事実を明確にした証拠書類（契約書、支払領収書等を含む。）について、交付年度終了後5年間保存してください。

本事業の効果を把握するため、本事業を活用した事業の終了後、定期的な追跡調査に協力してください。

R8年度事業実施に向けた補助要望スケジュール（予定）

◆ 採択は企画熟度に応じて検討しますので、早い段階でエントリー・ご相談ください。

6月頃	概算要望調査①、補助事業説明会
7月～8月頃	同提出団体等へのヒアリング、企画支援
9月頃	概算要望調査②
10月～12月頃	同提出団体へのヒアリング、企画支援
12月～1月	<u>本要望調査</u>
3月末頃	内示示達

※実施時期等につきましては、変更の可能性がございます。

3D都市モデルの整備都市リスト (R7年度末約300都市)

※はサンプルデータ
赤字は令和7年度新規整備都市

北海道 札幌市 室蘭市 更別村	埼玉県 さいたま市 熊谷市 川口市 所沢市 加須市 本庄市 春日部市 狭山市 羽生市 鴻巣市 深谷市 上尾市 草加市 越谷市 蕨市 戸田市 入間市 朝霞市 志木市 和光市 新座市 桶川市 久喜市 北本市 八潮市 富士見市 三郷市 蓮田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 吉川市 ふじみ野市	白岡市 伊奈町 三芳町 毛呂山町 滑川町 嵐山町 小川町 川島町 吉見町 鳩山町 上里町 宮代町 杉戸町 松伏町 千葉県 千葉市 木更津市 茂原市 柏市 八千代市 多古町 東京都 特別区(23区) 八王子市 立川市 武蔵野市 三鷹市 青梅市 府中市 昭島市 調布市 町田市 小金井市	小平市 日野市 東村山市 国分寺市 国立市 福生市 狛江市 東大和市 清瀬市 東久留米市 武蔵村山市 多摩市 稲城市 羽村市 あきる野市 西東京市 瑞穂町 日の出町 檜原村 奥多摩町 大島町 利島村 新島村 神津島村 三宅村 御蔵島村 八丈町 青ヶ島村 神奈川県 横浜市 川崎市 相模原市 横須賀市 鎌倉市	藤沢市 厚木市 箱根町 新潟県 新潟市 長岡市 三条市 新発田市 加茂市 上越市 富山県 高岡市 射水市 舟橋村 氷見市 ※ 石川県 金沢市 加賀市 七尾市 ※ 輪島市 ※ 珠洲市 ※ 羽咋市 ※ かほく市 ※ 津幡町 ※ 内灘町 ※ 志賀町 ※ 宝達志水町 ※ 中能登町 ※ 穴水町 ※ 能登町 ※ 山梨県 甲府市	長野県 長野市 松本市 岡谷市 諏訪市 伊那市 飯山市 茅野市 佐久市 安曇野市 岐阜県 岐阜市 大垣市 美濃加茂市 静岡県 静岡市 浜松市 沼津市 熱海市 三島市 富士宮市 伊東市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 御殿場市 袋井市 下田市 裾野市 湖西市	伊豆市 御前崎市 菊川市 伊豆の国市 牧之原市 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町 函南町 清水町 長泉町 小山町 吉田町 川根本町 森町 愛知県 名古屋市 岡崎市 豊橋市 春日井市 豊川市 津島市 豊田市 安城市 日進市 三重県 四日市市 伊勢市 熊野市 滋賀県 長浜市	近江八幡市 京都府 京都市 舞鶴市 与謝野町 大阪府 大阪市 堺市 岸和田市 豊中市 池田市 高槻市 守口市 河内長野市 和泉市 柏原市 門真市 摂津市 東大阪市 忠岡町 兵庫県 姫路市 加古川市 三木市 朝来市 たつの市 奈良県 奈良市 香芝市 三郷町 和歌山県 和歌山市 田辺市	すさみ町 太地町 鳥取県 鳥取市 米子市 境港市 日吉津村 島根県 松江市 益田市 隠岐の島町 岡山県 岡山市 倉敷市 津山市 備前市 早島町 広島県 広島市 呉市 竹原市 福山市 府中市 三次市 海田町 山口県 周南市 徳島県 徳島市 美波町 香川県 高松市	さぬき市 愛媛県 松山市 宇和島市 東温市 高知県 高知市 室戸市 安芸市 南国市 土佐市 香南市 東洋町 奈半利町 安田町 田野町 芸西村 いの町 福岡県 北九州市 福岡市 大牟田市 久留米市 飯塚市 宗像市 古賀市 うきは市 筑前町 佐賀県 鳥栖市 武雄市 小城市 大町町	江北町 白石町 長崎県 佐世保市 松浦市 波佐見町 熊本県 熊本市 荒尾市 玉名市 宇城市 益城町 大分県 日田市 臼杵市 宮崎県 延岡市 鹿児島県 南さつま市 沖縄県 那覇市
---------------------------------	---	---	---	--	---	--	---	--	---	---

ご不明な点がございましたら、下記担当者宛ご連絡ください。

◆ 国土交通省 都市局 国際・デジタル政策課 デジタル情報活用推進室

担当 案件に関すること：十川、関根 申請手続きに関すること：黒田、下村

E-mail : sogawa-y2up@mlit.go.jp

sekine-k2jm@mlit.go.jp

kuroda-k2k9@mlit.go.jp

shimomura-t2v9@mlit.go.jp

TEL : 03-5253-8111(内線32264、32265)